

都市再生整備計画(第4回変更)

福井まちなか地区

福井県 福井市

令和5年12月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	
まちなかウォークアブル推進事業	

目標及び計画期間

様式(1)-

都道府県名	福井県	市町村名	福井市	地区名	福井まちなか地区	面積	300 ha
計画期間	平成 30 年度 ~ 令和 5 年度	交付期間	平成 30 年度 ~ 令和 5 年度				

目標

公共交通の利用と連携したまちなか地区の賑わいの再生
歴史資源を活かしたまちなか地区の魅力向上
まちなか地区における生活機能の確保

目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)

本市の都市づくりは、戦災・震災からの復興に向けた戦災復興土地地区画整理事業に始まり、復興事業以後も計画的に市街地整備を進めてきており、道路や公園などの都市基盤は全国的にみても高い水準で整備され、その結果、福井市の暮らしやすさは高い評価を得ている。しかしながら、近年の郊外大型店舗の進出やモータリゼーションの進展により、福井駅を中心とした中心市街地では商業の空洞化が進み、公共施設をはじめ、民間所有のビルも老朽化による更新時期を迎え、都市としての求心力も低下している。一方で、「福井市都市計画マスタープラン(平成22年3月改訂)」において位置づけられている、中心市街地を含む「広域商業・業務ゾーン」においては、福井鉄道(路面電車)を活かした交通結節機能の強化等による駅周辺の整備を契機に民間再開発の動きが活発になり、街区再構築を念頭に置いた都市機能の再編が図られようとしている。こうしたことから、福井駅を中心とした中心市街地と福井鉄道沿線からなる広域商業・業務ゾーン及び教育文化施設が集積し、福井鉄道とえちぜん鉄道の相互乗り入れによる福井駅周辺との交通結節機能を強化した田原町駅周辺を「中心拠点区域」に位置づけ、民間や公共が所有する低未利用地を活用して、集客の核となる商業施設の整備を図るほか、中心市街地や田原町駅周辺において老朽化した公共施設の更新を中心拠点区域内で行い、都市機能の拡散防止と中心市街地の公共・公益サービス機能の維持を図る。また、福井城址を核とした歴史資源をつなぐ回廊を形成し、歴史資源と自然を観光資源として活用しながら交流の拡大を図る。

福井市都市計画マスタープランでは、「暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち」を都市づくりの理念に掲げ、無秩序に拡散してきた公共公益施設や住宅をバス停や鉄道駅などの公共交通機関と連携した場所に誘導し、身近な地域で歩いて暮らせることを基本とした環境負荷の小さな集約型の都市構造に転換していく必要があるとしている。当該地区を福井県及び福井市の社会経済活動の中心的役割を果たしてきた地区として、まちなか地区と位置づけ、多くの人が関われる環境と回遊性、アクセスと利便性を向上させるとともに、市民・県民だけでなく、県外からの来訪者・観光客にとっても魅力ある空間づくりを、足羽川や福井城址などの地域資源を活かしながら進める。既存の都市基盤や集積している各種都市機能を活かしながら居住を推進し、まちなかの再生を目指す。

本市の公的不動産については、施設の老朽化や更新時期の集中が課題となっており、将来にわたる人口減少により施設のニーズが減少していくことが想定されることから、将来の人口規模に見合った施設規模へと見直しを図っていくことが必要である。その方策として、図書館や文化施設、観光・レクリエーション施設といった広域的施設については、駅周辺やまちなか地区に維持し、利用が見込めない周辺の類似施設を集約していく。施設の集約により発生した跡地については行政目的での新たな活用を図る。行政財産としての活用が見込まれない場合は、貸付や売却等により新たな財源の確保を検討し、「福井市立地適正化計画」で定める都市機能誘導区域内への移転建て替えを順次実施することで、都市機能の拡散防止と公的不動産の有効活用を図る。

まちづくりの経緯及び現況

本市は、国により中心市街地活性化基本計画の認定を受け、平成22年度より都市再生整備計画事業を活用し、中心市街地の賑わいの再生を目標にまちの拠点となる施設の整備を行ってきた。これまでの取組により、福井駅西口中央地区第一種市街地再開発ビル(ハビリン)の整備や駅前広場への路面電車の乗入とバスターミナル化等の整備を行い、都市機能の集約や交通結節点の強化による交通便利性の向上が実現された結果、減少が続いていた歩行者通行量も増加に転じた。また、再開発ビル(ハビリン)の完成を契機に、リノベーションをはじめとする民間投資も活発となり、エリア全体をひとつのショッピングモールに見立て福井駅周辺の店舗と企業や団体をつなぐハブ機能を担う「EKIMAE MALL」といった団体を中心にまちなかの活性化を図る新たなソフト事業が実施された。併せて、都市再生推進法人であるまちづくり福井(株)を中心に中心市街地において様々なイベントやソフト的な取組が実施されているほか、道路占用許可特例や都市利便増進協定の活用といった中心市街地の活性化の取組が活発になっている。

平成25年には、県と市で「県都デザイン戦略」を策定し、平成30年の福井国体や令和6年の北陸新幹線県内延伸を見据えた短期的な取組だけでなく、公共施設の移転等を踏まえた中長期的なまちづくりの指針を示している。また、北陸新幹線県内延伸を控え、民間再開発の動きが活発になっており、機を逸することがないように、まちづくりの指針となるガイドラインの策定や市街地総合再生計画の策定を進めている。

一方、中心市街地周辺部においては、バス停や待合所といったバス待ち環境の改善を図り、また、教育文化施設が集約している田原町駅においては、地域鉄道の相互乗入を実現し、公共交通利用者の利便向上に取り組んできたところであるが、中心的な施設となる図書館や複合交流施設の環境整備、周辺の安全で快適な歩行空間の整備、田原町駅周辺の活性化活動が求められている。

課題

- ・中心市街地の核となる商業施設・公共施設の整備とあわせて、これらが活用できるネットワークの構築が求められている。
- ・古いまちなみなど歴史的資源はまちづくりの中で活かされていないだけでなく、徐々に失われている。中心市街地の核となる施設の整備とともに、市民がまちに対する誇りや愛着を取り戻し、来訪者が回遊して時間消費ができるよう、地域資源を活かしたまちづくりが望まれる。
- ・中心市街地の幹線道路の一部ではバリアフリー化や歩道の整備も不十分であり、安心して歩ける歩行者空間の確保が望まれている。
- ・自家用車を利用できない高齢者が日常生活に必要なサービスを受けることができるよう中心市街地周辺部における生活サービス機能の確保のほか、中心市街地に集約整備する公共・公益サービス施設に公共交通を利用してアクセスしやすくなるよう、中心市街地周辺部及び中心市街地の双方において駅・バス停周辺の環境整備を一層推進する必要がある。
- ・市立図書館が開館から40年が経過し、施設・設備の老朽化に加え、市民のライフスタイルの変化や高齢社会等により高度化及び多様化している要求に対応できていない。

将来ビジョン(中長期)

【第7次福井市総合計画(平成29年3月)】

・本地区の中心市街地ゾーンは、「まちなかの充実した都市機能により多様な人が集まるまちをつくる」ために、まちなかの資源を活かした魅力と風格のあるまちづくり、県都の玄関口となる福井駅周辺の整備促進を掲げている。

【福井市都市計画マスタープラン(平成22年3月)】【福井市立地適正化計画(平成31年3月)】

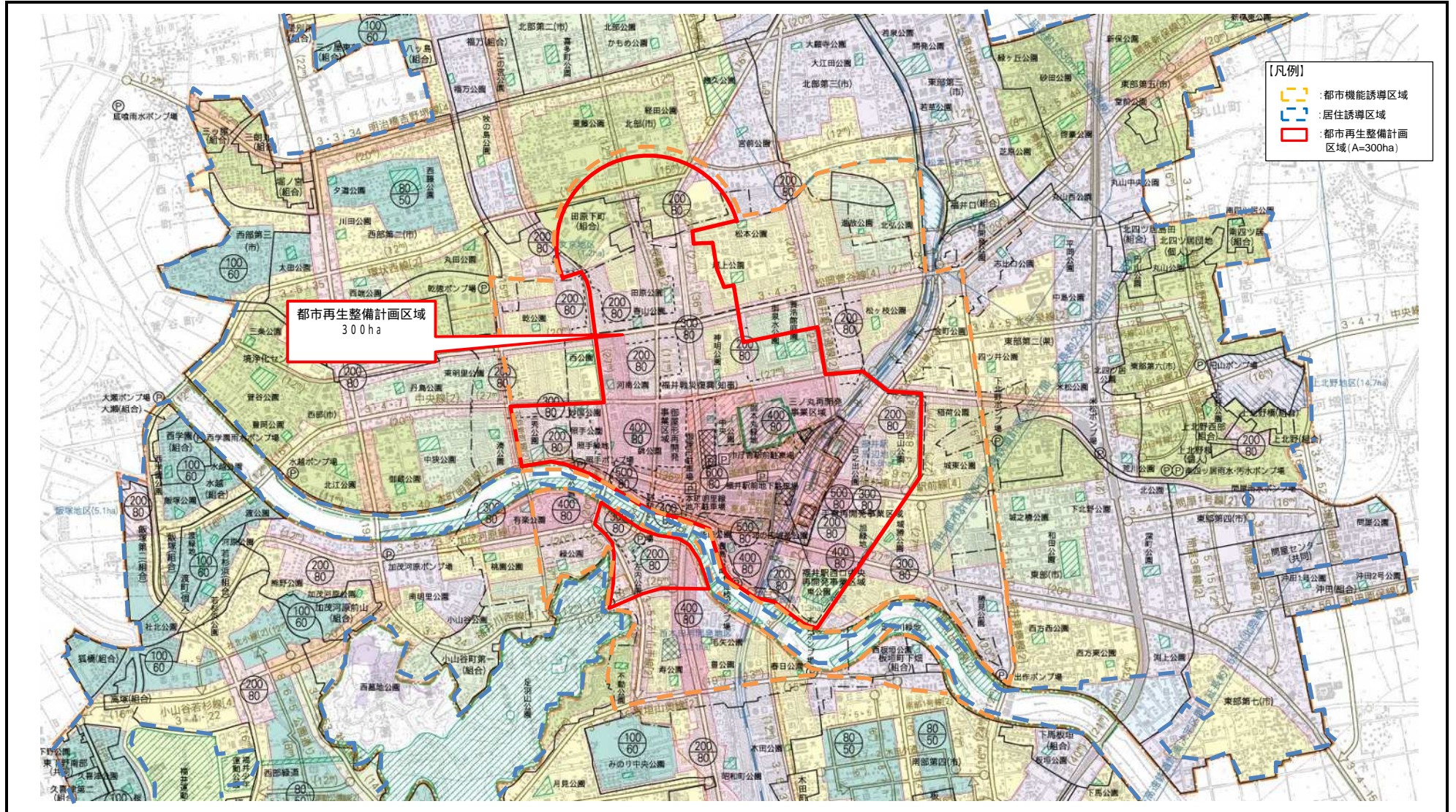
・本地区は県都の活力を支えるにぎわいの交流拠点として、市民、県民だけでなく、県外からの来訪者、観光客にとっても魅力ある拠点づくりを進めていくと位置づけられ、中心市街地や幹線道路沿道を中心に土地の高度利用を促進しており、社会経済活動の中心的な役割を果たすために必要な機能や交流の核となる公共公益施設、広域的施設の維持・誘導を図り、地区内への居住の促進に取り組む。

【県都デザイン戦略(平成25年3月)】

・県都の目指す姿として、「歴史を受け継ぎ、新たな文化を創造する県都」「美しく持続可能な都市」「自然を守り、緑や水と共生するまち」を掲げ、全ての県都のまちづくりに関わる主体が県都の将来像を共有し、具現化を目指す。

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【公共交通の利用と連携したまちなか地区の賑わいの再生、歴史資源を活かしたまちなか地区の魅力向上】</p> <p>既存の都市基盤や集積している各種都市機能を活かしながら居住を推進してまちなかの再生を目指し、福井固有の資源である足羽山や足羽川、養浩館庭園などを活かしながら、自然や歴史に触れあえる回遊性の高いまちづくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サインの整備や表示言語の多言語化を図り、まちなかの歴史資源を快適に回遊できるよう、利便性を向上する取組を継続的に実施する。 ・最も重要な歴史資源である福井城址を核とした、城址周辺の遊歩道や歴史資源をつなぐ回廊の整備を推進することで、歴史に親しむことのできる拠点や資源を活かした歩行空間づくりによる回遊性の向上を図り、県都の顔となる歩きながら歴史を実感できるまちをつくる。 ・市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの民間開発を適正に誘導し、商業、伝統・文化、情報発信、コンベンション、福祉、居住などの高次都市機能を集積する。 ・民間開発の効果を周辺に波及させるために、民間開発やまちづくり団体の取組と連携した歩行空間の整備や無電柱化、広場の整備、ソフト事業を実施する。 ・誘導施設である商業施設(百貨店)や地元商店街、都市再生推進法人と連携し、工事期間中の賑わい維持を図る。 ・北陸新幹線の福井開業による交流人口の拡大を見据え、福井駅周辺における観光・産業情報発信機能を充実させ、県都として県内観光のハブ的な役割を果たすため、観光客が気持ちよくまち歩きができるよう環境整備を進めることで、「また来たくなるまちふくい」を目指す。 ・北陸新幹線福井線開業という好機を活かし、まちなかのオープンスペースを活用した取組みを実施して、コロナ対策及びまちなかの滞在時間延長の両立を図り、賑わい創出を図る。 	<p>方針に合致する主要な事業</p> <p>道路:市道中央1-373号線 道路:3・5・68東口南線 公園:中央公園 地域生活基盤施設:公共サイン設置 地域生活基盤施設:広場(北陸新幹線福井駅東口) 地域生活基盤施設:広場(えちぜん鉄道高架下) 高質空間形成施設:市道中央1-625号線(歩行者専用道路)、市道中央1-330号線、市道中央1-332号線、市道中央1-333号線 高質空間形成施設:福井城址周辺整備 高質空間形成施設:東口駅前広場 高次都市施設:観光交流センター(北陸新幹線福井駅東口) 提案事業:民間まちづくり活動支援事業(まちづくり活動推進事業) 提案事業:県都の顔づくり推進事業(まちづくり活動推進事業) 提案事業:まちなか空間活用事業(まちづくり活動推進事業) 提案事業:事業活用調査(事業活用調査) 提案事業:賑わい拠点化・魅力向上事業(地域創造支援事業) 提案事業:賑わい創出事業(地域創造支援事業) 提案事業:福井市版スマートシティ推進事業(地域創造支援事業) 提案事業:まちなかテラス連携事業(地域創造支援事業) 提案事業:まちなかレンタサイクル事業(地域創造支援事業) 関連事業:市街地再開発事業 関連事業:優良建築物等整備事業</p>
<p>【まちなか地区における生活機能の確保】</p> <p>多くの教育・文化施設が立地する特性を活かして、子どもから若者、文化人、高齢者など多様な人々が集い、いきいきと活動できる文化の薫り高いまちづくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井鉄道とえちぜん鉄道の相互乗入が可能な交通結節点としての機能を活かし、駅前広場や文教・交流施設の更新・再配置等により、日常生活を支える商業・業務・教育・スポーツといった機能が集積した交流拠点としての魅力を向上させる。 ・中心拠点施設の整備に併せ、幹線道路の交差点改良や消雪設備を整備することで、利用者の利便性を向上させる。 ・日常生活に必要な機能を集約した地域拠点を形成する。 ・中心市街地の周辺部は近隣商業区域や第1種住居地域に指定されており、現在の生活利便性の高い土地利用状況や地域のコミュニティを維持しているため、地域住民が交流でき地域活性化の拠点となる、公園や地域交流センターを整備する。 	<p>公園:中央公園 既存建築物活用事業(誘導施設):教育文化施設(図書館) 既存建築物活用事業(高次都市施設):地域交流センター 提案事業:県都の顔づくり推進事業(まちづくり活動支援事業) 関連事業:道路事業</p>
<p>その他</p>	
<p>【まちづくりの住民参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月に「一般社団法人 EKIMAE MALL」が設立され、福井駅周辺全体をひとつのショッピングモールに見立て、共同販促による誘客やにぎわいの創出に努力している。駅周辺の商店街や百貨店、商業施設のほか100店舗以上の事業者等、多くの関係者を巻き込むことにより、取組の効果を最大限に発揮している。 ・道路や公園の高質化や駅前広場の整備にあたっては、沿線地権者をはじめとする地域住民とワークショップを開催し、整備コンセプト等を協議してきた。 ・道路の高質化に合わせ、沿道地権者が【福井市身近なまちづくり推進条例】に基づいた組織を立ち上げ、にぎわいを創出する通りのあり方を検討している。 ・北陸新幹線の県内延伸を契機に、民間事業者の再開発の動きが活発になってきており、「福井駅・城址周辺まちづくりガイドライン」の策定時に説明会を実施し、情報共有を行っている。 <p>【官民連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央1丁目地内の歩道等における、道路占用許可の特例を活用した施設整備等を行う。 ・常設オープンカフェ等の設置によりにぎわいを創出していく。 ・中央1丁目地内の都市公園及び歩行者専用道路等において、都市利便増進協定を活用したイベント等を実施する。 ・まちづくり団体等が活動しやすいように、食事施設や休憩施設等の都市利便増進協定を活用した都市再生推進法人の一体的な管理を行うことにより、にぎわいを創出していく。 ・地区内を流れる足羽川において、河川敷地占用許可の特例を活用したイベント等を実施する。 ・河川敷の一部を都市再生推進法人が河川敷地占用許可の特例を受けて、食事・休憩施設やイベント施設等を設置・管理を行うことにより、にぎわいを創出していく。 ・民間都市開発機構等の基金を活用した景観活動助成 ・福井都心地区特定景観計画区域内で都市景観形成基準に適合し、かつ、周囲の景観を高めると認められる建築物を建築する場合は、その設計や外観などにかかる経費の一部について「県都の顔づくり事業」として助成する。 ・「福井ふるさと百景」に指定された地区において、景観づくり活動を実施する団体に活動支援を行う。 	

<p>福井まちなか地区(福井県福井市)</p>	<p>面積 300 ha</p>	<p>区域 中央1,2,3丁目、大手1,2,3丁目、順化1,2丁目、日之出1,2,3丁目、手寄1,2丁目、豊島1,2丁目、宝永3,4丁目の一部、春山1,2丁目、照手1,2,3丁目、松本4丁目の一部、田原1,2丁目、文京1,2,3丁目の一部、毛矢1,2,3丁目の一部、左内町、足羽1丁目の一部</p>
-------------------------	------------------	---



制度別詳細1(道路占用許可に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

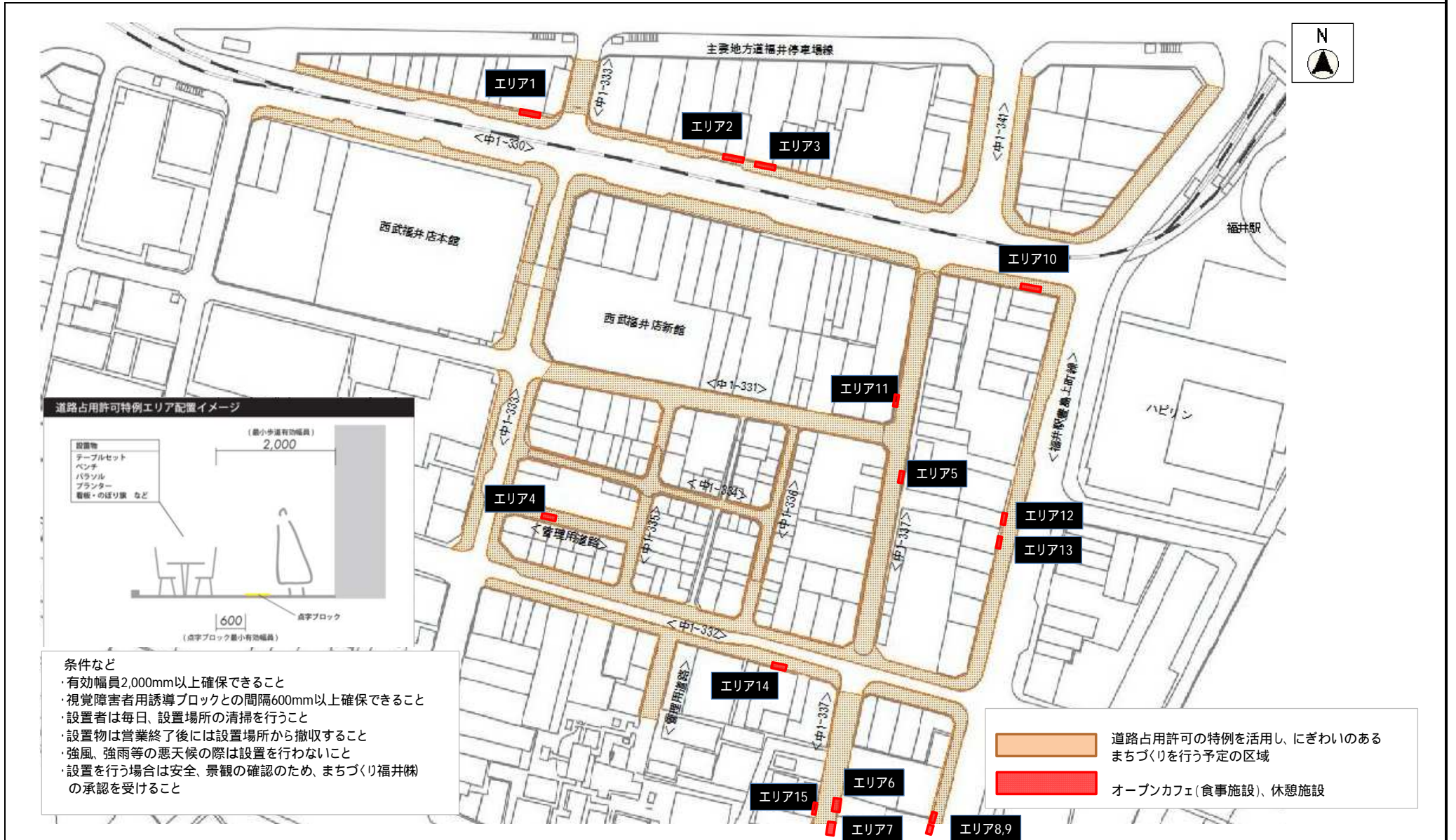
制度の活用計画		
占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置
1 常設オープンカフェ等(食事・購買施設)の設置・管理 <該当施設: 食事・購買施設、休憩施設、プランター等> テーブル、イス、パラソル、ベンチ、プランター等	路線名: 福井市道中央1-330、 中央1-332、中央1-333、 中央1-341、福井駅豊島上町 線(歩道部分) 中央1-331、中央1-334、 中央1-335、中央1-336、 中央1-337(路肩部分) ・法定外道路 ・管理用道路	・食事・購買施設及び周辺(施設を設置しない歩道部分を含む)の清掃、美化に努める ・歩行者の支障にならないよう有効幅員を確保する ・強風、強雨などの悪天候の際の設置は行わないなど安全管理に努める ・良好な景観の保持に努める
2 広告看板の設置・管理 <該当施設: 広告看板> オープンカフェ店舗に設置する広告看板	路線名: 福井市道中央1-330、 中央1-332、中央1-333、 中央1-341、福井駅豊島上町 線(歩道部分) 中央1-331、中央1-334、 中央1-335、中央1-336、 中央1-337(路肩部分) ・法定外道路 ・管理用道路	・広告看板及び周辺(施設を設置しない歩道部分を含む)の清掃、美化に努める ・歩行者の支障にならないよう有効幅員を確保する ・強風、強雨などの悪天候の際の設置は行わないなど安全管理に努める ・良好な景観の保持に努める
3		
4		
5		

道路
占用
許可
特例
対象
施設

制度別詳細1 - 1 (道路占用に関する事項)

制度別詳細 (道路占用許可基準の特例)

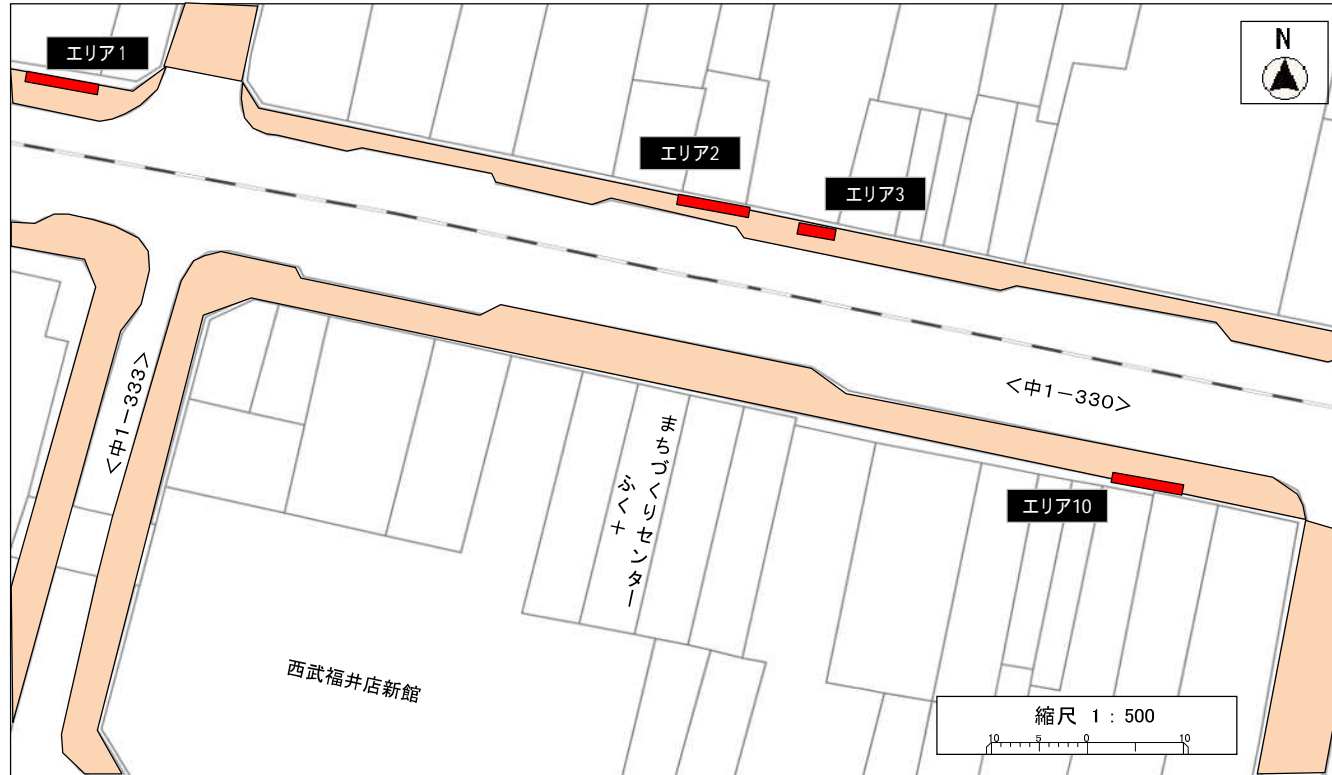
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図







制度別詳細1 - 2 - (道路占有に関する事項): 食事・購買施設

制度別詳細【道路占有許可基準の特例】

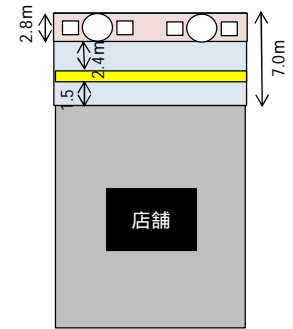
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



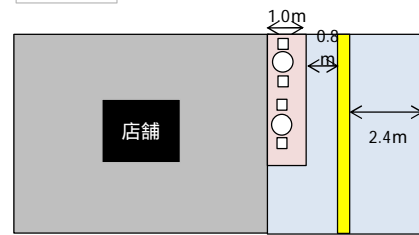
-  道路占有許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
-  オープンカフェ(食事施設)、休憩施設

-  誘導ブロック
-  テーブルセット

エリア1



エリア7



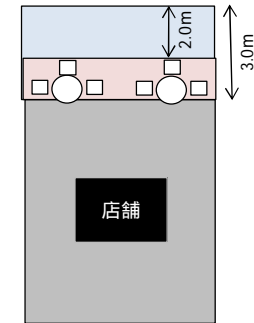
制度別詳細1 - 2 - (道路占有に関する事項): 食事・購買施設



制度別詳細【道路占有許可基準の特例】



制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



エリア2



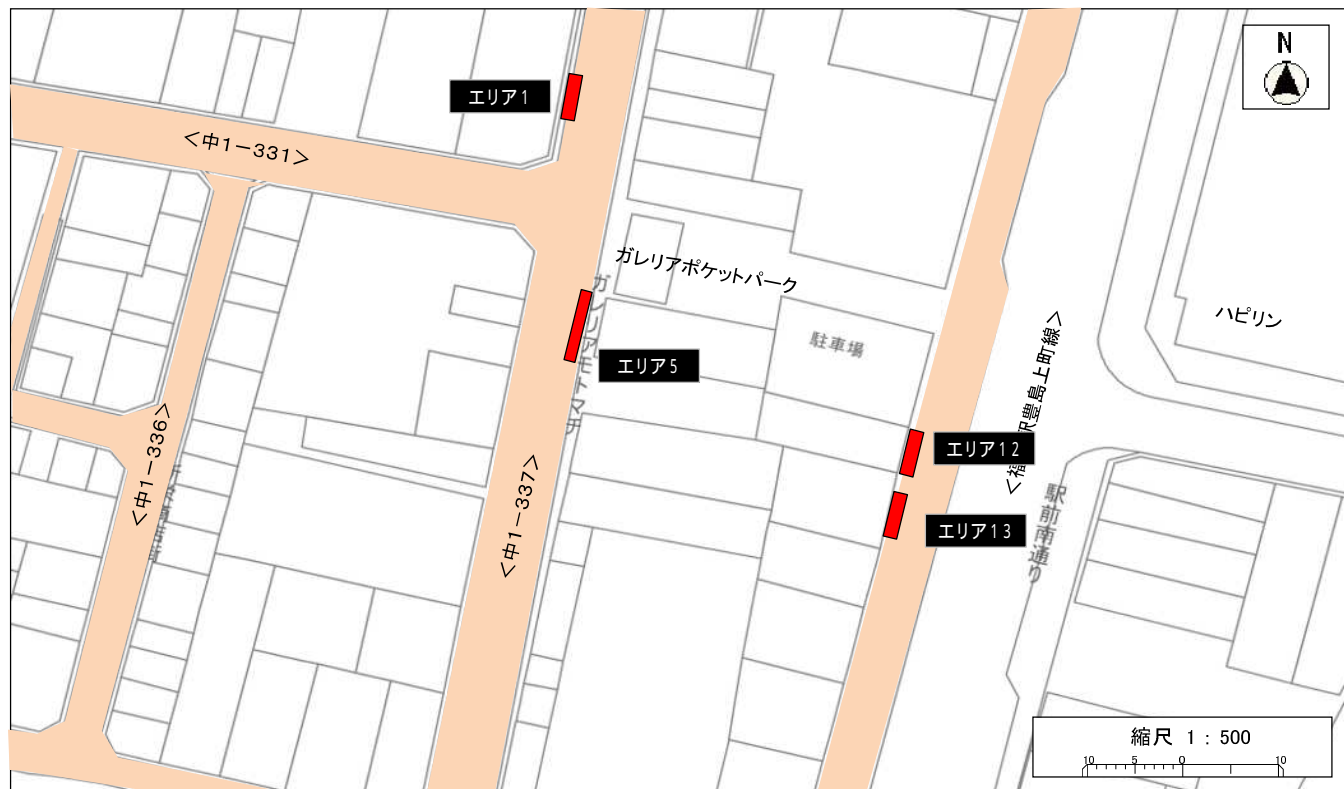
-  道路占有許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
-  オープンカフェ(食事施設)

-  誘導ブロック
-  テーブルセット

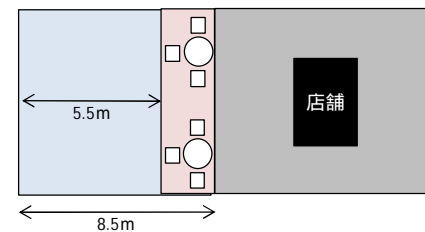
制度別詳細1 - 2 - (道路占有に関する事項): 食事・購買施設

制度別詳細【道路占有許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



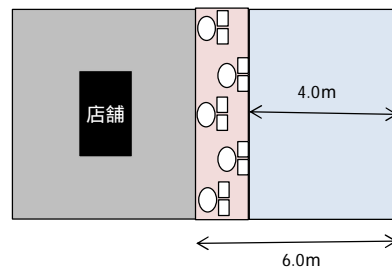
エリア3



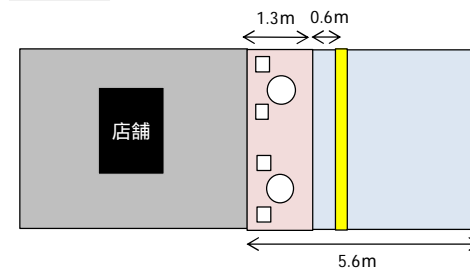
- 道路占有許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
- オープンカフェ(食事施設)

- 誘導ブロック
- テーブルセット

エリア8



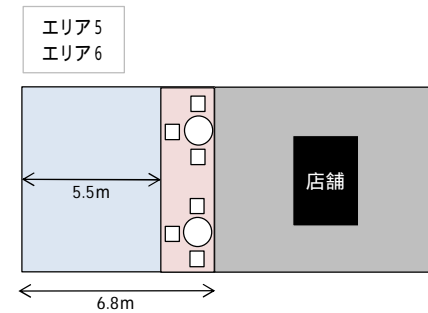
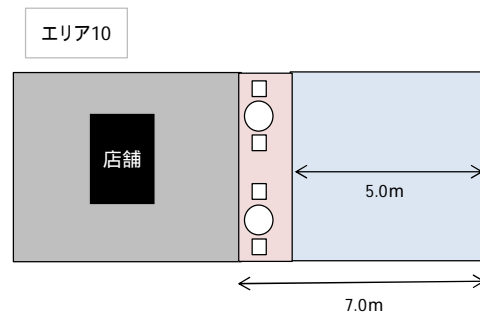
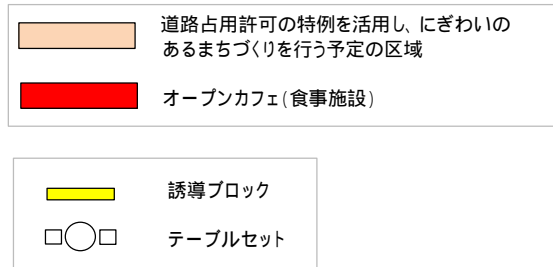
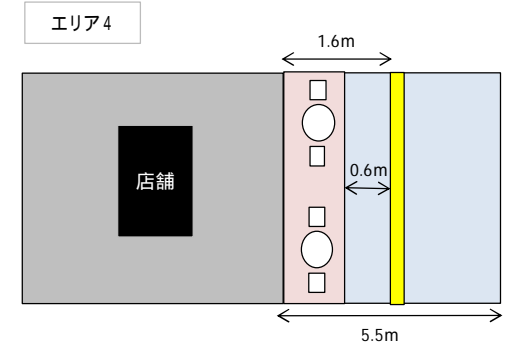
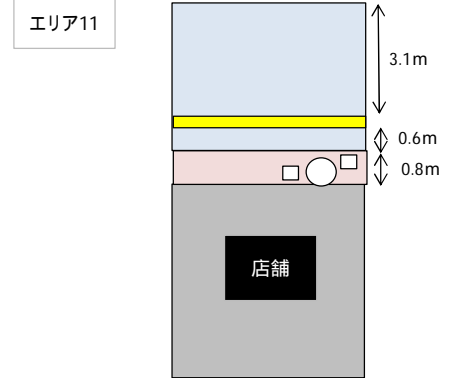
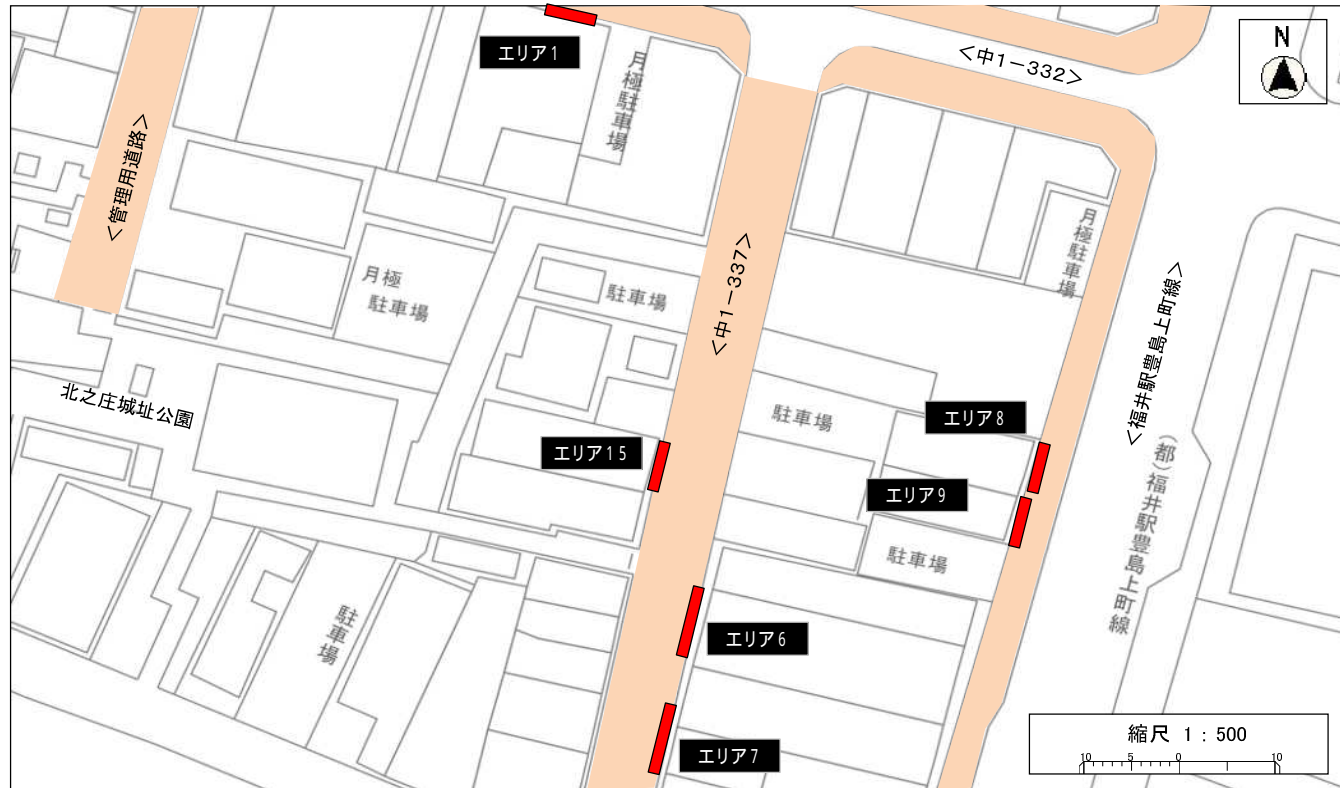
エリア9



制度別詳細1 - 2 - (道路占有に関する事項): 食事・購買施設

制度別詳細【道路占有許可基準の特例】

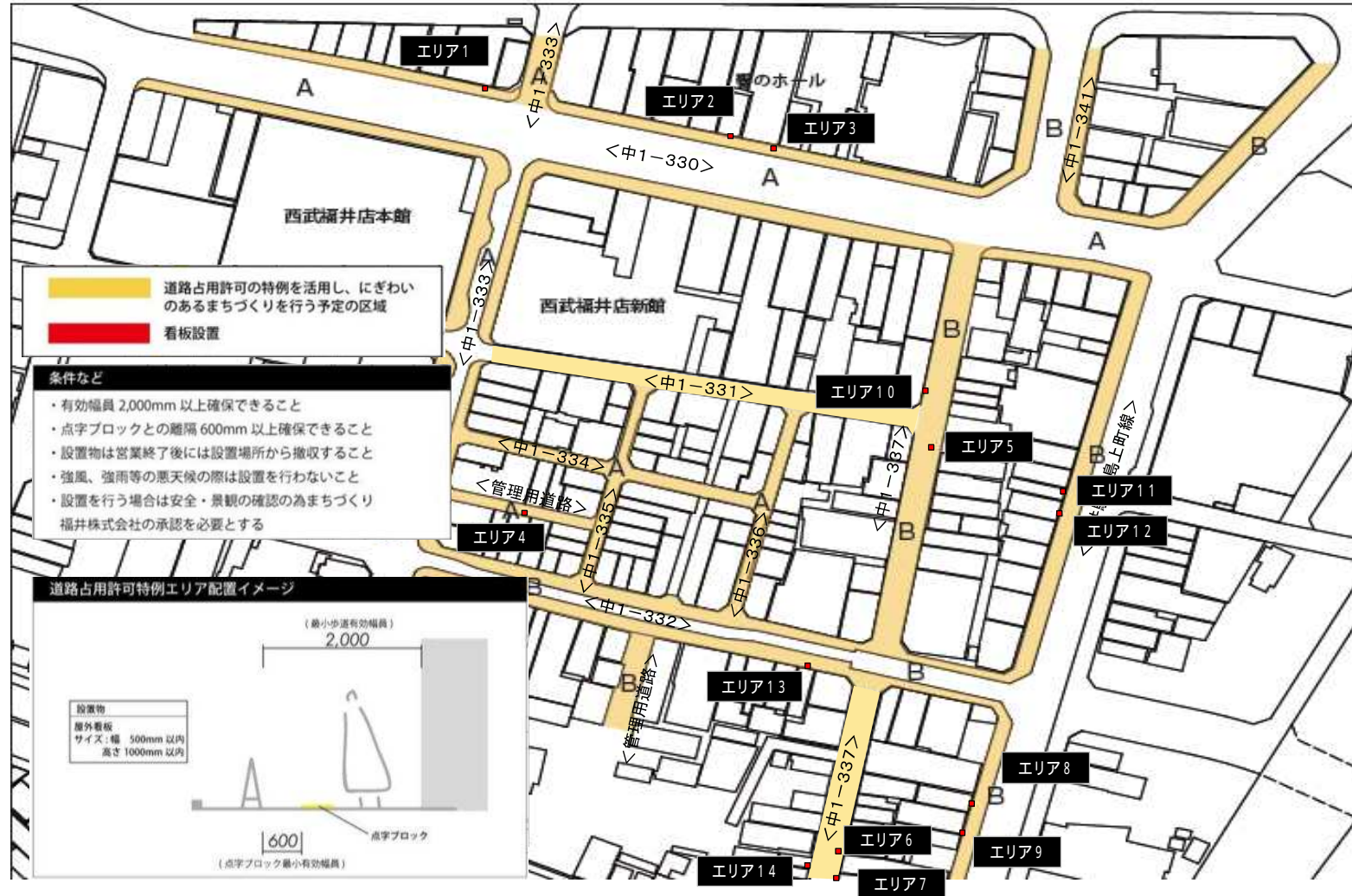
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



制度別詳細1 - 2 - (道路占有に関する事項)

制度別詳細(道路占有許可基準の特例(広告版))

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



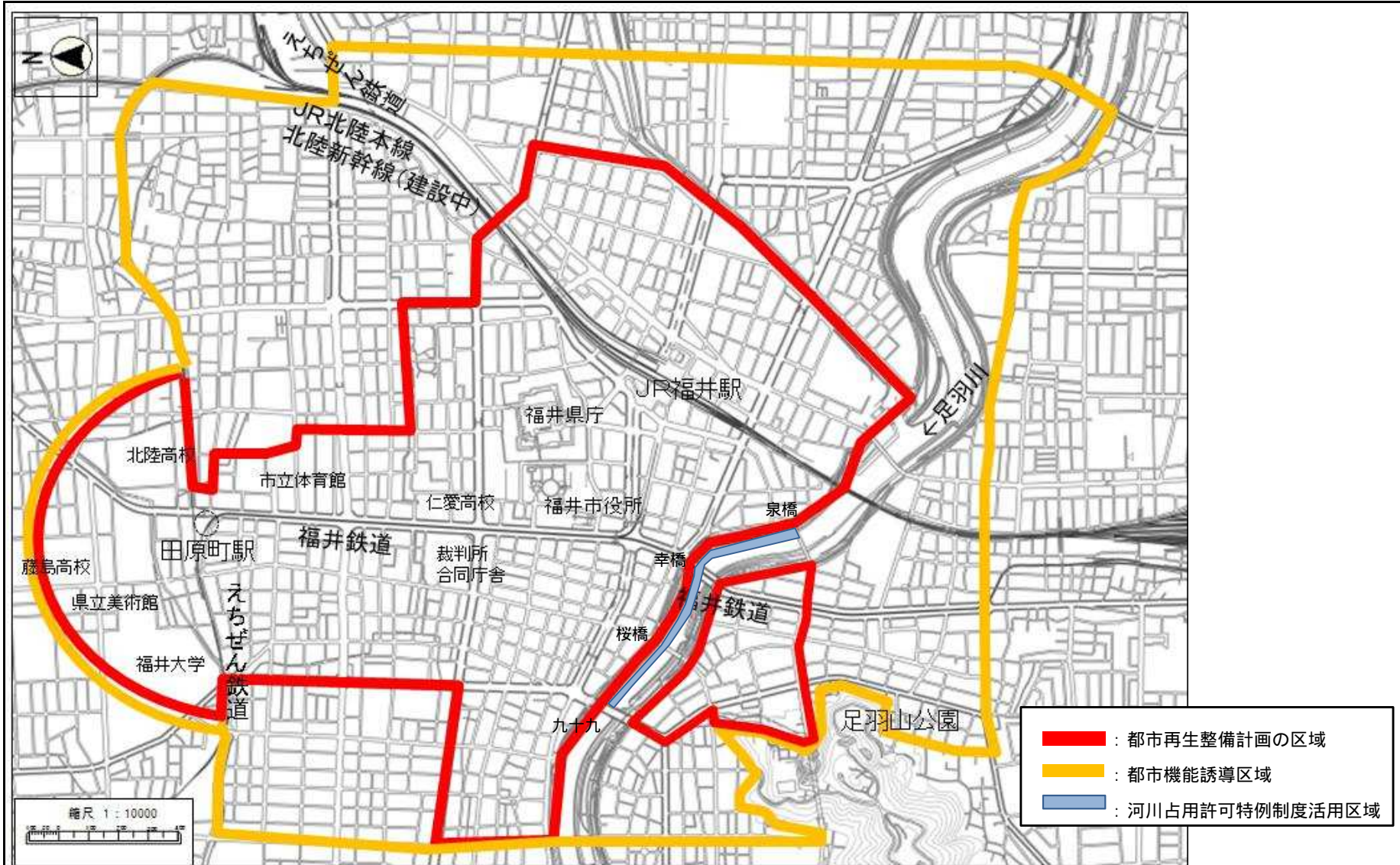
制度別詳細2(河川敷地占用に関する事項) 河川敷地占用許可準則22

制度の活用計画		
占用対象施設	河川の名称・占用の場所	河川環境の維持 及び向上を図るための措置
1 屋台やケータリングカー、飲食・休憩用の椅子等	河川名:足羽川 泉橋～桜橋区間の堤防	・ゴミ箱の設置によるポイ捨て防止 ・清掃の実施
2 飲食・休憩用のウッドデッキ、テント・椅子等	河川名:足羽川 幸橋～桜橋区間の河川敷	・草刈の実施 ・清掃の実施
3 バーベキューで使用するキャンプ用コンロ・椅子等	河川名:足羽川 泉橋～桜橋区間の河川敷	・ゴミの持ち帰りを促す看板の設置 ・清掃の実施
4 動物を係留するための支柱	河川名:足羽川 泉橋～桜橋区間の河川敷	・草刈の実施 ・清掃の実施
5 カヌーや小舟を保管するための仮設艇庫	河川名:足羽川 泉橋～桜橋区間の堤防及び河川敷	・草刈の実施 ・清掃の実施
6 受付のためのテント・椅子等	河川名:足羽川 泉橋～九十九橋区間の河川敷	・草刈の実施 ・清掃の実施

制度別詳細2-1(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細(河川敷地占用許可準則)

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細2-2(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細(河川敷地占用許可準則):食事・休憩施設、川床

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



制度別詳細2-2(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細(河川敷地占用許可準則):係留支柱]

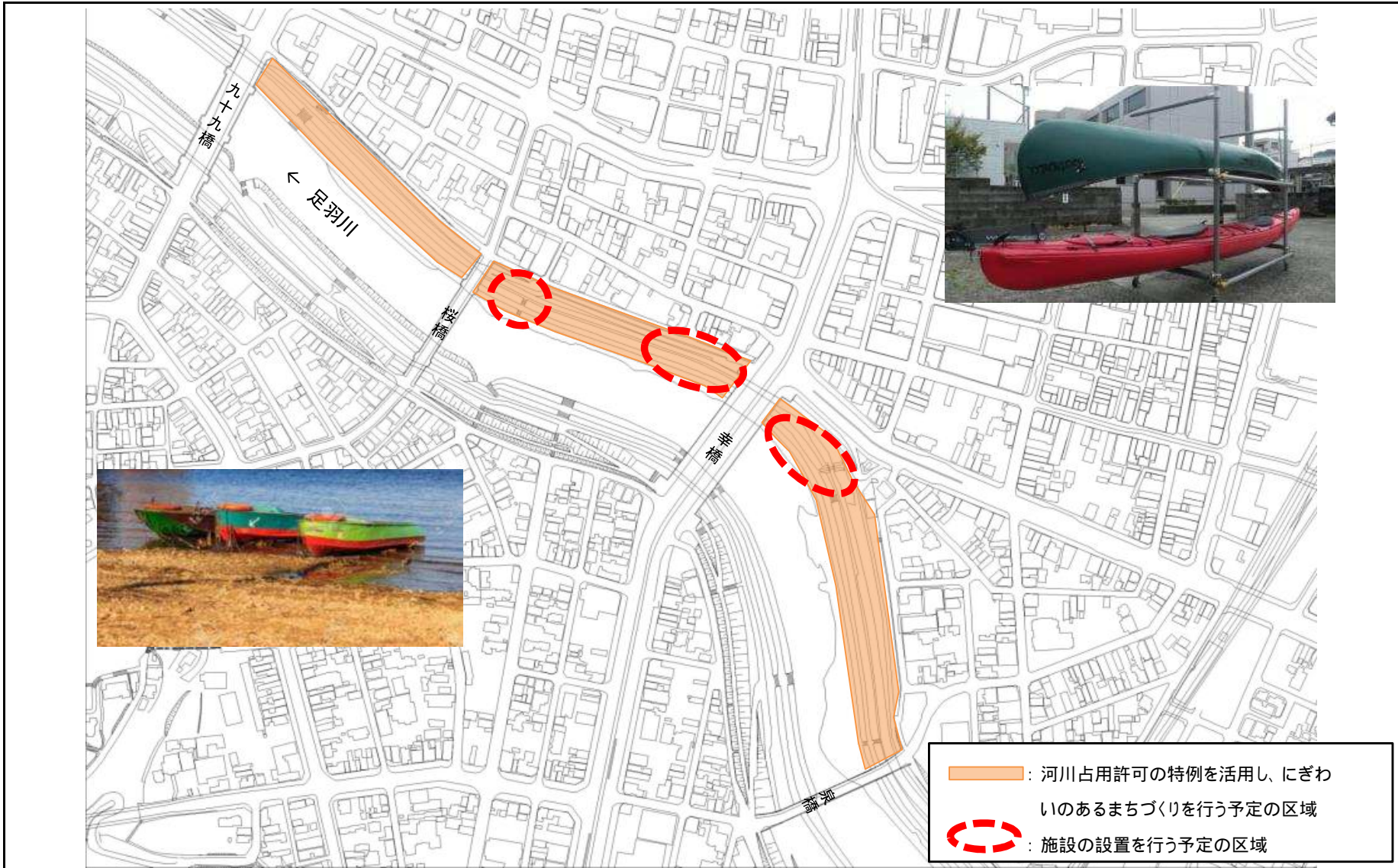
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



制度別詳細2-2(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細(河川敷地占用許可準則):艇庫

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



制度別詳細2-2(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細(河川敷地占用許可準則):案内所

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



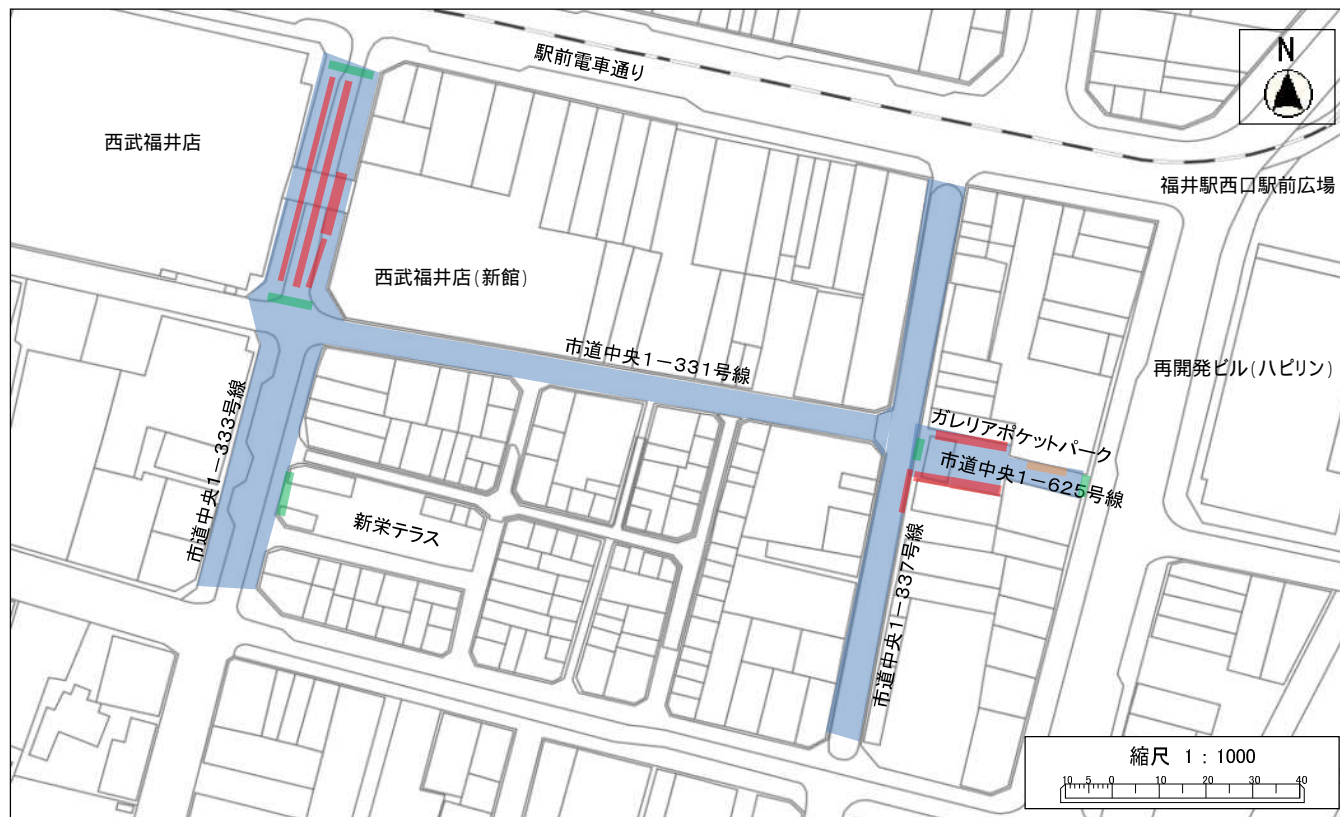
制度別詳細3(都市利便増進協定に関する事項) 都市再生特別措置法46条15項

制度の活用計画				
事業内容	事業期間	取組主体	活用する制度の詳細	
1 オープンカフェ・売店等(食事・購買施設)の設置・管理 <該当施設:食事・購買施設、休憩施設、プランター、看板> テーブル、イス、パラソル、小規模売店、ベンチ、プランター、看板	H30～R5	まちづくり福井株式会社 (都市再生推進法人)	1. 協定締結者 ・まちづくり福井株式会社(都市再生推進法人) ・地権者(福井市) 2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(協定を想定している区域) 次ページ青色の範囲 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・食事施設・休憩施設・購買施設(テーブル、イス、テント、パラソル、調理場・売店等の施設)・音響施設 ・可動式植樹柵(プランター) (2)都市利便増進施設の整備方法・費用負担 ・国及び福井市の補助等を活用し、推進法人が実施する。 (3)都市利便増進施設の管理方法・費用負担 ・推進法人は、上記の協定区域内について、以下を実施する(再委託等による実施も可とする)。 都市利便増進施設及び周辺(施設を設置しない歩道部を含む)の清掃、美化に努める ・上記の管理に要する費用は、推進法人がオープンカフェ、購買施設等を実施し得た収益の一部を充当する。 ・オープンカフェは推進法人により運営・管理を実施する	
2				
3				
4				
5				

制度別詳細3 - 1 (都市利便増進協定に関する事項)

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図及び設置イメージ



都市利便増進施設の一体的な整備・管理が必要と認められる区域

- < 凡 例 >
 ガレリアポケットパーク・市道中央1 - 331, 333, 337, 625号線
 :当該区域で設置を予定している都市利便増進施設
- 1 食事・購買施設、休憩施設、案内施設、花壇、樹木、並木等
 - 2 広告塔、案内板、看板
 - 3 ベンチ

制度を活用して整備・設置する予定の施設等のイメージ



福井まちなか地区(福井県福井市) 整備方針概要図(都市構造再編集集中支援事業)

目標	○ 公共交通の利用と連携したまちなか地区の賑わいの再生	代表的な指標	歩行者・自転車通行料 (人/日)	32,334	(H29年度)	37,500	(R6年度)
	○ 歴史資源を活かしたまちなか地区の魅力向上		公共施設の利用者数 (人/年)	491,150	(H29年度)	584,455	(R6年度)
	○ まちなか地区における生活機能の確保		観光施設利用者数 (万人/年)	157	(H29年度)	159	(R6年度)



提案事業(地域創造支援事業)
 賑わい拠点化・魅力向上事業
 回遊性向上事業
 賑わい創出事業
 福井市版スマートシティ推進事業
 まちなかテラス連携事業
 まちなかレンタサイクル事業

基幹事業 高質空間形成施設
 東口駅前広場

関連事業
 福井駅周辺連続立体交差事業
 福井駅周辺土地区画整理事業

- 凡例
- 基幹事業
 - 提案事業
 - 関連事業
 - 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
 - 都市再生整備計画区域(A=300ha)

基幹事業 地域生活基盤施設
 えちぜん鉄道高架下

基幹事業 高次都市施設・地域生活基盤施設
 観光交流センター

基幹事業 道路
 3・5・68東口南線

基幹事業 地域生活基盤施設
 自転車駐車場

基幹事業 誘導施設
 図書館

基幹事業 高次都市施設
 地域交流センター

提案事業(事業活用調査)
 事業活用調査

基幹事業 高質空間形成施設
 市道中央1-625号線

基幹事業 高質空間形成施設
 市道中央1-330号線 外3路線

基幹事業 道路
 市道中央1-373号線

基幹事業 地域生活基盤施設
 情報板(公共サイン)

関連事業 道路事業

基幹事業 公園
 子どもの遊び場整備事業
 (中央公園)

提案事業(まちづくり活動推進事業)
 民間まちづくり活動支援事業
 県都の顔づくり推進事業
 まちなか空間活用事業

基幹事業 高質空間形成施設
 福井城址周辺整備

関連事業
 市街地再開発事業
 優良建築物等整備事業

施行地区要件確認シート

活用する事業	都市構造再編集集中支援事業
---------------	---------------

都市構造再編集集中支援事業を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
1) 立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域ともに設定)が策定されているか。	□	策定時期:平成31年3月
2) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に都市計画区域外の地域生活拠点の位置付けがあるか。 地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。	□	
3) 地域生活拠点は、都市機能誘導区域を含む立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる区域か。 地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。	□	
4) 都市再生整備計画に基づき実施される事業等が立地適正化計画の目標に適合しているか。	□	
5) 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めていないか。	□	
6) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めていないか。	□	
7) 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われていないか。	□	
8) 事業実施区域が交付要綱第2条の3に定める区域と適合しているか。	□	